

亀山市告示第145号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年7月18日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21607
- 3 路線名 川合31号線
- 4 供用開始の区間
  - (1) 起点 椿世町字西松530番1地先
  - (2) 終点 川合町字柴野1247番地先
- 5 供用開始の期日 令和7年7月18日